



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置を行います

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第10項の規定による略式代執行を行うこととなりました。

1 執行開始日時

令和2年7月7日（火曜日）午前9時30分

2 建物の所在地

香取市下小野295番地3

3 建物の用途・構造

居宅（木造平家建）

車庫（コンクリートブロック造平家建）

※別紙写真参照

4 執行内容

- ・敷地内の立木は剪定または伐採します。
- ・車庫の屋根トタンは、撤去します。
- ・居宅の屋根瓦は、落下・飛散のおそれのある場合は、撤去または飛散防止対策をします。

※空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき、令和2年5月1日に建物の所有者等に対して公告をしています。略式代執行開始日時までに所有者等から連絡があった場合は、略式代執行を延期もしくは中止することがあります。

問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 本宮・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214

【別紙】

○敷地全景



○棟瓦の欠落



○道路への樹枝の越境



○車庫 屋根トタンのめくれ

